

熊本県有明海区漁業調整委員会

第 5 3 6 回議事録

令和 8 年（2 0 2 6 年）5 月 8 日開催

第 5 3 6 回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和 8 年（2 0 2 6 年）5 月 8 日（金）午前 1 0 時 1 0 分から

開催場所 県庁行政棟本館 8 階 8 0 1 会議室

出席者

（出席委員）橋本孝 吉本勢治 浜口多美雄 藤森隆美 西川幸一 廣田義治

小森田智大 木村武志 八塚夏樹 佐小田眞智子

（水産振興課）課長補佐 松尾竜生 技師 寺嶋卓海

（熊本県漁連）指導部長 内田誠

（事務局）事務局長（審議員） 石動谷篤嗣 主幹 堀田英一 主幹 宮崎孝弘

参事 徳留剛彦 技師 神鷹紀人

議 事

（1）議題

第 1 号議案

熊本県有明海区漁場計画変更案について（答申）

第 2 号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について（諮問）

報告

日本海・九州西広域漁業調整委員会による有明海がざみたも網その他すくい網の採捕禁止期間に係る委員会指示について

事務局

第 5 3 6 回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。本日の委員出席者数は 1 0 名中 1 0 名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第 5 条第 1 項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第 5 3 6 回熊本県有明海区漁業調整委員会次第」という資料を 1 部と「漁業法関係法令集」という冊子をお配りしております。

資料の漏れはございませんでしょうか。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、ただいまから第 5 3 6 回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区調整委員会規程第 1 0 条で定められております議事録署名につきましては、本日は藤森委員と小森田委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力をお願いします。

それでは議事に入ります。

第 1 号議案「熊本県有明海区漁場計画の変更について」でございます。

令和 8 年 4 月 9 日付け水振第 9 4 号で知事から諮問がございまして、先ほど、漁業法第 6 4 条第 5 項に基づく公聴会を開催しました。公述人はいらっしゃいませんでしたが、委員の皆様から御意見、御質問等ございましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

漁場計画について、水産振興課から改めて説明することはございますか。

水産振興課

特にありません。

議長

それではお諮りします。第 1 号議案「熊本県有明海区漁場計画の変更について」は、『意見なし』と答申してよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長

それでは第 1 号議案については、「意見なし」と、答申いたします。引き続きまして、第 2 号議案「知事許可漁業の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則第 1 1 条において、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、同条第 3 項において公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について具体的に説明します。資料 2 ページから 1 5 ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。

まず、法令集の上から１枚目の下段の２番になります。

今回公示を予定している漁業は、新規許可では、かに網漁業、くちぞこ刺し網漁業及びばいかご漁業です。許可の有効期間満了に伴う許可は、いかかご漁業です。

最初に新規の許可のかに網漁業についてです。スライド３番に漁法を４番に操業区域や隻数を示しています。かに網漁業ではスライド３番の右図のような漁具を海底に固定し、移動してくるかにを網でからめとり漁獲します。有明海と不知火海で営まれており、漁業時期は５月から１１月となっています。操業区域は、スライド４番で着色している有共第９号共同漁業権漁場内及び有共第２１号共同漁業権漁場内で、許可予定の隻数は１隻となっており、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料２ページに記載のとおりとなっています。かに網漁業については以上です。

次にくちぞこ刺し網漁業についてです。スライド５番に漁法を６番に操業区域や隻数を示しています。くちぞこ刺し網漁業ではスライド５番の図のような漁具を潮流と平行に漁具を海底に固定して設置し、あかしたびらめやくろしたびらめ等を漁獲します。漁業時期は周年となっています。主な漁場は有明海です。操業区域はスライド６で着色している有共第１９号共同漁業権漁場内及び有共第２１号共同漁業権漁場内で、許可予定の隻数は１隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料３ページに記載のとおりとなっています。くちぞこ刺し網漁業については以上です。

最後に、ばいかご漁業についてです。スライド７番に漁法を８番に操業区域や隻数を示しています。ばいかご漁業ではスライド７番の右上の図のような漁具を海底に設置し、ばいがいを漁獲します。漁期は、３月から１２月までとなっており、有明海や不知火海で操業されています。操業区域は、スライド８番で着色している有共第８号共同漁業権漁場内、有共第９号共同漁業権漁場内及び有共第１２号共同漁業権漁場内で、それぞれの共同漁業権漁場内で１隻の合計３隻となっており、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料４ページから５ページに記載のとおりとなっています。ばいかご漁業については以上です。

つづきまして、許可の有効期間満了に伴ういかかご漁業についてご説明します。なお、いかかご漁業については、許可の有効期間が３年間の制限措置と１年間の制限措置の２種類があります。まず、許可の有効期間が３年間の制限措置を説明します。

スライドは、９番に漁法を１０番に操業区域や隻数を示しています。スライド９番の図のようなかごを海底に設置し、こういか等を漁獲します。漁期は、１２月から翌年６月までとなっており、有明海、

不知火海で操業されています。制限措置は、資料６ページから１３ページに記載していますが、操業区域ごとに設定しており、単独の共同漁業権漁場が４件、単独の共同漁業権漁場と有共第２１号共同漁業権漁場内の１部との組合せが９件、そして、複数の共同漁業権漁場と有共第２１号共同漁業権漁場内の一部との組み合わせが１件となっております。各共同漁業権の位置につきましては、スライド１０番で色分けしております。なお、許可予定の隻数は、それぞれ操業区域ごとに異なり、合計で４７隻となっております、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料６ページから８ページに記載のとおりとなっております。

次に許可の有効期間が１年間の制限措置を説明します。漁法につきましては、先ほど説明した内容と同様ですので、割愛させていただきます。操業区域は、スライド１１番に着色している有共第８号共同漁業権漁場内及び有共第２１号共同漁業権漁場内の一部で、許可予定の隻数は３隻、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、漁業を営む者の資格については資料１４ページから１５ページに記載のとおりとなっております。いかかご漁業については以上です。

最後に許可の申請期間についてです。スライド１２番をご覧ください。新規の許可の申請期間は、かに網漁業、くちぞこ刺し網漁業及びばいかご漁業が令和８年５月１８日から令和８年５月２９日までを予定しております。

次に、期間満了に伴う許可の申請期間ですが、いかかご漁業の申請期間は令和８年５月１８日から令和８年６月１２日までを予定しております。

なお、制限措置の公示に当たり、規則第１１条に定める漁業種類、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数、推進機関の馬力数、操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格、申請すべき期間以外の軽微な修正があった場合は、水産振興課へ一任いただきますよう、併せてお諮りさせていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

水産振興課から説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

藤森委員

よろしいでしょうか。

議長

はい、どうぞ。

藤森委員

ばいかご漁業についてですが、長さとか入れるかごの数に制限

	はありますか。
議長	水産振興課、お願いします。
水産振興課	水産振興課です。資料の５ページにばいかご漁業の制限措置について記載しておりますが、備考欄の３に許可の条件がございます。ばいかご漁業につきましては、同時に使用するかごの個数については３００個を超えてはならないという条件がございます。以上です。
藤森委員	よろしいでしょうか。
議長	はい、どうぞ。
藤森委員	のりの時期が終わってから、船は２、３隻ほどしかいませんが、有共第２１号共同漁業権漁場の手前まで、ばいかごをたくさん海に入れていましたので１隻でどのくらい入れているのかと思いました。今は、タチウオが獲れないため流し網の邪魔になりませんが、流し網を流し始めたら問題がでてくるかもしれません。３００個というのは大体どのくらいの間隔で入れられていますか。船で走るときはかごは海に沈んでいるため航走に支障になりませんが、流し網を入れたときには操業の支障になる可能性があります。
西川委員	あんまり長くしないなら支障はないと思います。
藤森委員	マナーの話ということですね。それなら大丈夫です。１隻に対して３００個ですね。
水産振興課	はい。
藤森委員	わかりました。
議長	他に何かございませんか。
小森田委員	はい。
議長	どうぞ。
小森田委員	１点質問なんですけど、制限措置の表の漁業時期って書いてあるのは１２月１５日から翌年５月３１日と書いてある部分が１年間、つま

	り、１１枚目に書いてある許可予定の隻数３隻と考えてよろしいでしょうか。
議長	はい、水産振興課。
水産振興課	スライド１１でよろしかったでしょうか。
小森田委員	はい、もう一度申し上げます。スライド１１に許可予定の隻数が３隻と記載があり、許可期間が１年と書いてある部分に該当するのは、表の中で漁業時期が１２月１日から翌年５月３１日までと書いてある項目分が該当するものですかという質問です。
水産振興課	水産振興課です。ご質問いただいているスライド１１番の説明になりますが、これは配付資料の１４ページの制限措置の説明になっておりますので、３隻についてはこの部分が該当するものとなっております。以上です。
小森田委員	わかりました。ありがとうございました。
木村委員	もう１つよろしいでしょうか。
議長	はい、どうぞ。
木村委員	なぜ許可の有効期間が１年間なのですか。
水産振興課	水産振興課です。有共第２１号共同漁業権漁場内については、のりの浮き流し養殖場となっています。このため、当管理協議会で、当該漁業許可が集中するとのり養殖業に支障がでることから、許可の有効期間を１年間とすることで毎年許可数を見直すこととしているためです。以上です。
議長	よろしいでしょうか。
木村委員	はい。
議長	他にございませんか。
委員	ありません。

議長	他にないようですので、第２号議案については『意見なし』ということで、答申します。
議長	次に、報告になりますが、「日本海・九州西広域漁業調整委員会による有明海がざみたも網その他すくい網の採捕禁止期間に係る委員会指示について」事務局から説明をお願いします。
事務局	事務局です。資料は１６ページから１８ページになります。 日本海・九州西広域漁業調整委員会による、有明海におけるがざみたも網その他すくい網の採捕禁止期間に係る委員会指示についての報告になります。 こちらの委員会指示については、令和８年２月２６日に発出されました。４月１５日付けで１７ページのとおり水産庁九州漁業調整事務所長より周知依頼があり、各漁協や沿海市町のほか、県内釣具店やマリナーに周知することとしています。 具体的な指示の内容を読み上げます。 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成１４年法律第１２０号）第２条第１項に規定する有明海において、令和８年６月１日から同年６月１５日までの間は、たも網その他のすくい網によりがざみを採捕してはならない。指示の有効期間は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までとなっております。 事務局より添付資料のリーフレットを関係各所に送付し、漁業者の他、遊漁者のみなさまが目にする所へ掲示してもらう予定としています。 事務局からは以上となります。
議長	ただ今、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。
藤森委員	これは例年どおりの内容ということでよろしいでしょうか。
事務局	事務局です。例年と同様の内容となっています。
藤森委員	わかりました。
議長	他にございませんか。
委員	ありません。

議長	他に無いようですので、報告を終わります。本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。
木村委員	はい。
議長	どうぞ。
木村委員	新しい区画漁業権ですけど、カキ養殖をされるということで、二枚貝というのは物質の流れに重要な役割を果たしています。あさりがこれを代替してきたんでしょうけど、やはり積極的にカキ養殖などを行うことはそれに寄与するということで良いことかなと思います。県としてこういう二枚貝の指導についてどういう風に考えられているのか、事務局に対する質問とはズレてくるんですけど、その辺何か知見がありましたら、教えていただけませんかでしょうか。
水産振興課	水産振興課です。二枚貝につきましては委員ご指摘いただきましたとおり、あさり、それから、カキ類といったものを養殖することで海水濾過機能の向上であるとか、有害微生物の抑制といったことで一定の効果がでているということがわかっています。そうした養殖は赤潮などの有害生物による影響を受けにくい生き物ということで養殖しやすいものであります。このため環境面、それから今後、今の漁場環境に応じた養殖業でもあるということで、特にカキ類につきましては、県としても、新たな養殖種として有明海或いは八代海等において振興していくべき二枚貝養殖種であるというところで整理をさせていただいているところです。そうした取り組みの中で、以前に比べたら厳しい状況の中での養殖についてももしっかり対応していこうというところで、生産者におかれましては複数の収入源を確保されてリスク回避をしていただく等取り組みを進めていく必要があるということで、県としても取り組みを進めさせていただいているところです。以上です。
木村委員	ありがとうございます。
藤森委員	関連して1つよろしいでしょうか。
議長	はい、どうぞ。
藤森委員	皆さん承知のとおり、あさりの産地偽装の問題で、厳しい監視体制になっているかと思います。今年をあさりが獲れ出して生産者は喜んでおりますが、売り場がありません。漁連も商社も今まで獲れずに急

に獲れ出したため、売る場所がありません。このため、今後、水産振興課の方で例えばどこかの商社を漁連に入れるような体制にしないと、今の商社だけに販売させるというのは、現在過渡期にあります。難しい状況にあります。監視を緩めるというではありませんが、産地偽装は徹底的に取り締まる必要があると思いますし、実際なくなっています。今後は売る方を県と漁連と一緒に考えていると思いますが、今後の検討課題としていただけますか。

事務局

事務局です。産地偽装につきましては、条例を作って、徹底的に産地偽装のあさを排除したというのは、業者の皆様のご協力もあって、今のところうまくいっているという状況であります。一方で販売協力店の方ですね、現在2,000件強ありますが、今回みたいに突然、各地であさがたくさん獲れるようになったというのは、状況が追い付いていない状況ですので、販売協力店の方にも力をいれて流通の方をしっかりと対応していきたいと思っています。

藤森委員

いいですか。

議長

はい、どうぞ。

藤森委員

加速化事業で昨年はハード事業で覆砂を行い、今年はソフト事業でこれのメンテナンスをします。組合員の皆さんに自分たちの力でしてもらおうとハードとソフトを使い分けてやっています。今後も多く獲れる可能性が高いため、やはり販売店は増やしていくことを考えていく必要があると思います。以上です。

議長

他にございませんか。

委員

ありません。

議長

事務局はありませんか。

事務局

ありません。

議長

それではほかに無いようですので、これで第536回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。

以上

